

協会けんぽ奈良

2024年
11月号

職場内で提示・回覧を
お願いします。

健康だより



協会けんぽの**健康サポート**で
従業員さまの健康づくりを**後押し**しましょう!



健康づくり
後押しの
メリット

- ✓ 病気・体調不良による**労働力低下・離職の防止**につながります!
- ✓ 特定保健指導利用率、要治療者の医療機関受診率が上がれば、**健康保険料率の引き下げ**につながります!
- ✓ 従業員さまの**医療費の負担・通院時間の減少**につながります!

事業主さま
への3つの
お願い

- 1 年に1度、必ず**健康診断(健診)**を実施してください。
- 2 健診でメタボリックシンドロームと判定された従業員さまには、**健康サポート(特定保健指導)**の利用をおすすめください。
職場またはご自宅から、Zoomで受けることもできます。
- 3 健診で「要治療」「要精密検査」と判定された従業員さまに、**医療機関**へ受診するようお声がけください。



1 2 3 は「**職場まると健康宣言**」の必須取組項目です。

協会けんぽの健康サポート等を活用することで、コストをかけずに職場の健康づくりを推進できます。

●奈良支部では健康づくりの業務の一部を外部委託しており、以下の事業者から事業所様や加入者様にご連絡させていただくことがございます。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。
・健康サポート(特定保健指導)業務: RIZAP株式会社 ・医療機関未受診者への受診勧奨業務: 株式会社アールエムサポート

令和6年度 被扶養者資格再確認にかかる
被扶養者状況リストの提出はお済みですか?



被扶養者状況リスト

令和6年**11月29日(金)**

〈提出期限〉

送付時期 ▶ 令和6年10月上旬から10月下旬にかけて事業所さまへ発送済み

確認の対象となる方 ▶ 令和6年4月において18歳以上の被扶養者の方
(協会管掌健康保険)

※該当する被扶養者がおられない場合は、被扶養者状況リストはお送りしていません。

詳しくは
こちらを
ご覧ください



提出期限が迫っております。

提出がお済みでない事業主様は、速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

今年度も「医療費のお知らせ」をお送りします!

協会けんぽでは、加入者の皆さまに健康に対する意識を高めていただき、健康保険事業の健全な運営に結び付けることを目的として、「医療費のお知らせ」をお送りしています。

送付時期



令和7年1月中旬から下旬にかけて事業所さまあてに発送

※「医療費のお知らせ」には、個人の秘密に属する内容が含まれていますので、**開封せず**にお勤めのご本人さまにお渡しください。

お知らせする医療費の対象期間

主に **令和5年9月診療分から令和6年8月診療分まで**

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です。

1

「医療費のお知らせ」を添付すると、医療費控除の明細書の記入が省略できますが、令和6年9月～令和6年12月診療分等の「医療費のお知らせ」に記載のない期間については、医療機関等からの領収書に基づき、ご自身が作成した医療費控除の明細書を確定申告書に添付する必要があります。

2

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、**スマホやパソコンで医療費控除の確定申告**ができます。マイナンバーカード及びマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）があれば、**マイナポータルと連携して医療費の情報を取得**でき、「医療費控除の明細書」に自動入力することができます。



確定申告(医療費控除)について詳しくは、**国税庁ホームページ**または**管轄の税務署**にてご確認ください。



健康保険証が令和6年12月2日に廃止になるが、いつまで使える?

“令和7年12月1日”までです! 退職等で資格喪失しない限り
廃止から1年間は使用できます

令和6年12月2日に健康保険証は廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わりますが、**現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます**ので、そのままお持ちください。

令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、引き続き回収をお願いいたします。

